



令和8年8月25日

横瀬町長 富田能成様

横瀬町特別職報酬等審議会
会長 若林俊明

答 申 書

令和8年6月29日当審議会に対し、意見を求められた横瀬町議会議員の報酬及び支給率、非常勤特別職の報酬、並びに町長、副町長及び教育長の給料及び支給率について、次のとおり答申します。

記

1. 横瀬町議会議員の報酬及び支給率、並びに町長、副町長及び教育長の給料及び支給率については、次のとおり改定することを妥当と認める。

議 長	月額	276,000円	町 長	月額	688,000円
副議長	月額	226,000円	副町長	月額	594,000円
委員長	月額	211,000円	教育長	月額	543,000円
議 員	月額	206,000円			

期末手当の加算率 115/100 期末手当の支給率 440/100

なお、期末手当の加算率及び支給率の割合は、今後の横瀬町の財政状況に依じて、国の取扱いや埼玉県の勧告等を受けて決定される横瀬町一般職員の期末・勤勉手当の例による改定を検討していくこととする。

2. 実施時期については、次のとおりを妥当とする。

町 議 会 議 員	令和9年4月1日
町長、副町長及び教育長	令和9年4月1日

3. 横瀬町非常勤特別職の報酬については、近隣自治体における支給状況との均衡や、昨今の社会経済情勢、横瀬町の財政状況等を総合的に勘案し、現行の報酬額が適正であるか、適切な検討を行うよう要望する。